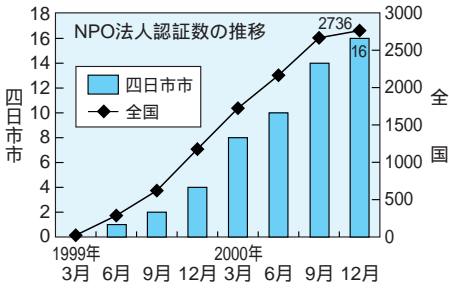


NPO法施行2周年 NPOとこれからの社会

平成十年十二月一日にNPO法が施行されてから二年が過ぎ、四日市市ですでに十六のNPO法人が誕生しています。

法人格を持ったNPOが活動していく上で大きな課題となるのが、活動のための資金です。現在、国ではNPO法人の活動を支援するためにNPO法人への寄付金を寄付者の課税対象となる所得から控除したり、法人税を課税する際の税率を低くしたりするなどの制度を検討しています。

なぜNPO法人への優遇税制が検討されているのでしょうか。これは「この社会は市民



社会だ。」という人がいます。その意味は、一人ひとりの市民が社会の中で果たす役割がこれまで以上に重要になるということです。また、成熟した社会では、人々の多種多様な要望・要求に対し、公平性を大事にする行政の活動範囲は縮小し、市民がつくるNPOなどがサービスを提供することが増えていくと考えられています。

このようにNPOは、これからの社会を支えていく重要なものの一つであり、その活動が活発になっていくことが期待されています。

また、NPOへのさまざまななかかわり方を通して、市民は社会に参加していくことが可能となります。例えば、NPO法人への寄付についても、NPO法人の活動への支援を意味するだけではありません。使い方を自分で決めることができ

ない税金として納めるよりも、自分がその考え方に賛同でき、活動を支援したいNPOに寄付することで、社会がよくなってほしい」と考えて行った「寄付」という行為は、社会に対する自分の明確な意思を示したことになります。NPOを支援する人の中には、直接NPOの活動にボランティアとして参加する人もいます。もっと積極的にそのスタッフとして取り組む人もいます。しかし、NPOへの寄付という行為も社会を変えていくための選択肢の一つであると言えるのです。

つまり、これまでになかった、市民の社会参加の方法を新たな選択肢として設けようというのが、NPO法人への優遇税制を検討する理由なのです。あなたも、NPOへのかかわりを通して社会に参加することに一度考えてみませんか。

NPOに関する問い合わせ先：市民生活課市民活動係NPO担当(☎54・8117)へ。



短歌 戸川晴子選

法被^{はっぴ}着て威勢よき声はり上げ
つがソリンスタンドの朝のミ
ーティング
天力須賀五丁目 倉田春美
母に似し人が座席の横に座す
このときめきはいたく寂しき
生桑町 長崎清子
わが町のデイキャンプ場に火
を囲み野外料理に会話弾めり
萩原訓子
つるべおとし燃えつき消えし
彼岸花単線電車明るく点す^{とも}
桜町 森田棟春

俳句 西條真智生選

狛犬の眼のらんらんと神の留
守 堀木二丁目 金森美千子
耕^{うん}耘機に蹴^うき離れず赤とん
ぼ 城東町 南部正男
石色^{せきいろ}に変へて秋思の雨蛙
桜花台一丁目 伊藤令子
爽^{さわ}やかにバスのガイドのイヤ
リング 桜花台二丁目 上坂範子
機窓より見下ろしてゐる翳雲
桜台一丁目 中尾久子

川柳 保地桂水選



街を出てつまい空気と待ち合
わす 八田二丁目 松山時夫
女神像翼はえそつ今日の空
新町 隆秋子
目のゴミがどうにもならぬ目
の重さ 大字東阿倉川 平塚広一
孫が来て我が家の明かりパツ
トつく 八千代台一丁目 森谷安子
生きるとは苦しき日々の積み
重ね 日永三丁目 石崎美栄